

額10000円(4万円)を「あいち森と緑づくり税」としてそれぞれ加算してご負担いただきます。

### ●「あいち森と緑づくり事業」の概要

「あいち森と緑づくり税」を活用し、環境保全や防災性の向上などさまざまな働きで私たちの快適な暮らしを支えてくれている森と緑を、健全な状態で将来に引き継いでいくために、**①森林の整備**、**②里山林の保全**、**③都市緑化の推進**、**④環境学習等の支援**などの事業を進めていきます。

### 問い合わせ先

①あいち森と緑づくり税に関すること

西尾張県税事務所

☎0586(45)3169

②あいち森と緑づくり事業に関すること

●森林・里山林に関すること  
●農林水産部 森と緑づくり推進室

☎(954)6455

●都市の緑に関すること  
●建設部公園緑地課

☎(954)6526

●環境学習等に関すること  
●環境部 環境政策課

☎(954)6210

## ご存じですか？

# 国民年金保険料の免除制度

国民年金は、20歳に加入し、60歳までの40年間のうち、最低25年以上の保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には国民年金保険料の納付を免除する制度があります。

ただし、免除を受けた期間については、年金を受給する時に年金額が減額されます。将来、有利な年金を受け取るためには、免除を受けてから10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。

### ●免除の対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- 前年の所得(収入)が少なく、保険料を納めることが困難な方
- 失業により、保険料の納付が困難な方(「雇用保険受給資格者証」「離職票」等が必要)
- 地方税法に定める障害者または寡婦控除を受けられた方で、前年の所得が125万円以下の方

円以下の方

- 申請のあった日の属する年度または前年度において(災害震災・風水害・火災等)で、財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方

### ●申請免除の種類

#### ●全額免除

保険料の全額(14660円)が免除されます。

#### ●4分の3免除

保険料の4分の3を免除し、残りの4分の1(3670円)を納付するものです。

#### ●半額免除

保険料の半額を免除し、残りの半額(7330円)を納付するものです。

#### ●4分の1免除

保険料の4分の1を免除し、残りの4分の3(11000円)を納付するものです。

### ●免除を受けるには

申請し、承認されれば、保険料が全額または4分の3免除、半額免除、4分の1免除になります。承認には、前年の所得を確認する必要があります。

ため、毎年申請が必要です。なお、所得については本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象となります。

### ●若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳台)の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度です。

### ●本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予の対象となる所得の目安は、全額免除と同じ計算式で求めることができますが、若年者納付猶予の場合、世帯主の所得を除き、本人と配偶者の所得のみで判定します。

そのため、世帯主の所得が高いために保険料免除の対象とならなかった方が、若年者納付猶予の申請により対象となる場合があります。

### ●猶予された期間は年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。

### ●障害、遺族基礎年金を受け取ることができません

納付猶予期間中に障害や死

亡といった不慮の事態が発生した場合には、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができません。

※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

### 必要なもの

- 年金手帳
- 印鑑
- 所得証明書、確定申告書写、源泉徴収票(平成21年1月1日現在本町以外で居住していた方)

### 申請場所

役場住民課

### 免除される期間

平成21年7月

～平成22年6月

### 問い合わせ先

中村社会保険事務所  
☎(451)3485  
役場住民課  
内線121